

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成20年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成22年3月4日

長野県監査委員 高見澤 賢 司  
同 東方 久 男  
同 柿 沼 美 幸  
同 村 石 正 郎

21農政第522号

平成22年（2010年）2月17日

長野県監査委員 様

長野県知事 村 井 仁

平成20年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成21年3月13日付で包括外部監査人中地宏氏から提出のあった、平成20年度包括外部監査の結果に関する報告及び監査結果に関する報告に添えて提出する意見に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

## 記

- 1 監査の対象となった事件名  
長野県の農業政策について
- 2 措置の内容等

事 項	監 査 の 結 果 等 （ 要 旨 ）	措 置 等 の 内 容
1 農業政策の目的と資源配分について（意見）	わが国の戦後の農業政策を見直すという視点から、農業政策の目的を検討し、施策・事業の体系を整理することが望まれる。例えば、農業政策の目的を3つ（産業としての持続可能性の維持、安定的な食料供給の向上、農村の地域社会の再生）として考えると、県としての農業政策の全体像を大きな図として描き、より戦略的な資源配分（選択と集中）が可能になるのではないかと考える。	平成19年に作成した「食と農業農村振興計画」においては、「食」と「農」の結び付けを深め、農業が21世紀にふさわしい魅力ある産業として発展し、活力ある農村づくりの実現に向け施策を展開することとしており、毎年度事業成果の検証を行い、戦略的な施策の実施に努めています。
2 農産物別の施策・事業体系の必要性（意見）	県の農業の特色として、コメに比べて園芸（野菜、果樹等）の比率が高いが、農業者数、耕地面積、農業所得等の統計データは農業として一括されているため、県の農業の実態把握には不十分な面がある。また、施策・事業の体系が、組織別になっており必ずしも農産物別にはなっていないため、農産物別に事業費の投入と効果を測定し検証することが難しい。県の目標とする農業生産額（3,000億円）や農業所得の目標値（550万円）を達成するためには、どのような施策・事業が最も効果的なのか、事業と成果（目標）との関連性をできるかぎり明確化できるような、農産物別の事業体系が必要ではないかと考える。	毎年、関係機関・団体とともに作目別に振興する方向性を示した基本計画を策定していますので、その計画に沿った施策を進める中で、事業の成果を検証します。
3 地域別のより詳細な農業戦略の必要性（意見）	県は『食と農が織り成す元気な信州農業（長野県食と農業農村振興計画）』（平成19年9月）において、県内を10の地域に分けて、地域別の発展方向を記載しているが、これをより具体化した農業戦略が望まれる。例えば、農地として保護すべき地域（コメの集約化地域、園芸の集約化地域）、住宅地域（自給的農家の併存地域）など、21世紀に向けた農業政策の大きな図を描くことが有用ではないかと考える。	平成21年度、農業振興地域整備基本方針を変更し、優良農地の確保とその保全及び計画的な農地利用の方針を明確化しました。 なお、本県は、南北に長い広大な県土や耕地は標高260mから1,490mという標高差を生かし特色ある農業が長きにわたり営まれてきた経過があることから、それぞれの地域の強みが発揮できるよう各種施策を実施します。
4 食料自給率の向上（意見）	食料自給率について、先進国の中でわが国ほど自給率の低い国はないといわれている。食料供給力の向上は、県民にとっても重要な課題であるから、県の政策として、これまで以上に自給率の向上に取り組む必要があると考える。	食の安全・安心、国産志向が高まりを見せる中、国が実施する食料自給率に向けた取組と歩調をあわせた取組を行うとともに、遊休農地の解消に向けた取組の推進や地産地消の推進、また、米を主体とする日本型食生活の普及など、食料自給率の向上につながる取組を一層行ってまいります。
5 事業ごとの支出決算額の算出（農	各試験場の「農業関係試験場費」の支出決算額が、事業ごとに分けられていない。決算書上は区分する義務は	外部資金の事業について区分経理の徹底を図るため、5月19日（農業試験場）、5月22日（畜産試験場）で

業関係試験場) (意見)	ないが、管理上、今後の事業の計画・立案の材料とするためにも区分する必要があるものと思われる。	研修会を開催しました。 今後も徹底を図ってまいります。
6 競争的資金等の活用(農業関係試験場) (意見)	競争的資金の確保に向けた努力や、独立行政法人からの受託試験の獲得に向けた努力が今まで以上に必要と思われる。	平成21年度新規応募の「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業(中核)」の課題について、農業関係試験場で組織する企画推進委員会で、担当者によるプレゼン方式とする、新たな検討手法を導入しました。(応募3課題中1課題が採択されました。)
7 再編実施案について(農業関係試験場) (意見)	「県の行政機構のあり方のうち現地機関の見直しについて(答申)」において、現状の7試験場+1支場体制から、5試験場+2支場体制への再編案が提案された。組織再編に合わせて人員についても最適配分を行うと同時に、特に研究部門の複数人体制の維持が必要と思われる。	5試験場2支場体制に再編整備し、試験研究の専門性、効果性、持続性を高める人員配置としました。
8 人員配置について(農業関係試験場) (意見)	人員政策においても、選択と集中によって、削減する事業と増強する事業を明確にする必要がある。	組織の統合に伴い各事業内容の見直しを行うとともに、知的財産管理部を新設する等、事業の選択と集中を進めました。
9 施設の老朽化について(農業関係試験場) (意見)	新たな研究施設や設備の整備への対応が難しい状況にあるが、老朽化が進んだ施設は、事業の遂行に影響を及ぼさないように、随時補修等を行う必要がある。また、財産の有効活用の面からも、現在使用されていない施設は何らかの対応が必要である。これらは、事業の遂行に影響があるだけでなく、支出の平準化のためにも必要である。	農業関係試験場費の整備事業費予算の範囲内で優先順位付けをし、整備を進めています。 また、本年度補正予算により、未使用施設の解体除却や、老朽化した屋根の改修・塗装など、整備を促進しました。 未使用施設は次年度中には除去できるよう手続きを進める予定です(畜産試験場)。
10 農業改良普及センター (意見)	県が普及指導員及び農業改良普及センターを設置し、振興計画に記載している基本目標『食と農が織りなす元気な信州農業』を目指すのであれば、普及指導員及び農業改良普及センターの現状の活動内容を詳細に分析し、実情を把握して、普及指導員及び農業改良普及センターの果たすべき役割、責任、達成すべき成果を改めて検討する必要がある。	(1) 毎年度実施している普及活動の内部評価に加え、今年度から順次外部評価を実施し(H21年度:3センター実施)、その結果を踏まえて普及活動計画を策定し、課題解決にあたります。 (2) 普及活動の効率的な実施や普及活動計画の着実な達成を図るため、活動方法や指導対象等について取りまとめた普及活動推進要領(仮称)を、本年度末までに策定します。
11 農地の利用集積のより詳細な戦略と全体の底上げ (意見)	農地の利用集積の地域別の目標は示されているが、それは過去の実績をベースに、県の基本方針における目標値を踏まえて設定しているものである。地域別の目標の実現に向けて、より具体的な農地の利用集積の目標を描くことが必要であると考え。また、農産物(コメ、園芸等)の特性を加味して、全体の底上げを検討することも必要ではないだろうか。	地域別の目標については、各市町村の基本構想において、効率的安定的な農業経営体に対する農地の利用集積目標を定めています。 県では、各地域の特性を踏まえた農地の利用集積の促進を引き続き支援してまいります。
12 「担い手」の定義について (意見)	担い手育成のセミナー等の参加者では、自給的農家を希望する者が多数参加しており、耕作放棄地防止などのためには、職業としての農業以外にも担い手の対象を広げて考えることも必要なので検討されたい。	食と農業農村振興計画では、中高年・女性農業者など、年齢や就農形態、規模にとらわれない多様な担い手の確保・育成も含め、幅広く事業対象としています。
13 里親に対する支援 (意見)	里親には、経済的な支援はあるが、研修ノウハウの共有化などの面からの支援がなく、負担となっていることが、アンケート結果からもわかる。 里親は、農業経営の専門家ではあるが、研修の専門知識はないため、研修ノウハウの共有化などの面からの支援制度を整備することを検討されたい。	平成22年度より、農業経営に必要な技術ノウハウ項目を里親・研修生に提示するとともに、研修計画の共有化、技術習得レベルの平準化を図ることとしています。
14 研修生に対する支援 (意見)	研修生には、研修助成金や貸付金の制度はあるが、研修期間の経済的な支援が充分でない状況にある。 この結果、経済面がネックとなって担い手の希望者が研修開始をあきらめるケースもあると思われる。 研修生へのアンケート結果でも、経済的な悩みがあることが読み取れることから、経済的な支援制度の充実を検討されたい。	生活資金の支援については、その性質から県が直接交付することは、理解が得られにくいいため、新規就農者の支援を目的に設立された(社)長野県農業担い手育成基金の助成制度の活用で対応しています。

15 事業の効果測定とこれに基づく予算策定 (意見)	<p>担い手の育成は、いくつかの事業で行っているが、担い手事業の中で行っているどの事業が、担い手育成のために最も効果的な事業であったかという、事業の効果について測定を行っていない。</p> <p>効果測定がおこなわれていないため、次年度の予算を策定する際に、予算の効果的な配分が行えない状況にある。</p> <p>事業の効果測定を行い、そのうえで、効果のある分野に重点的に予算配分を行う必要がある。</p>	<p>事業効果を捉える適確な指標の検討を進め、施策検証を図り、施策の改善、選択と集中に努めてまいります。</p>
16 ブランド戦略について (意見)	<p>県が育成や認定した「信州サーモン」、「信州黄金シャモ」、「信州の伝統野菜」、「長野県原産地呼称管理制度認定品」など、信州オリジナル食材ブランド化推進事業により、PRとブランドイメージの向上に努めている。また、「原産地呼称管理制度」などブランド制度自体のイメージ戦略にも取り組んでいる。</p> <p>今後のブランド戦略を推進するため、品目毎のブランド化の方向性に関する調査を実施し、今後の有効なマーケティングに活用していくことが必要である。品目別にブランド化のあるべき姿と現状とのギャップを認識して、それぞれの品目の担い手が自己のポジションを明確化して、進むべき方向を決定していくことが必要ではないかと考える。</p>	<p>県が育成や認定したオリジナル食材の今後のブランド戦略については、現在策定中の「信州農産物マーケティング戦略プラン」に位置付けて、ブランド化の方向性を検討してまいります。</p>
17 アンテナショップ開設について (意見)	<p>アンテナショップの開設には、予算の制約、店の場所の選定、販売の努力など重要な課題がある。そのような条件をクリアした上であるが、アンテナショップの開設は、県の情報発信の拠点として、販売・イベントの拠点として、また最近急増しているネット販売の現地の拠点として、その可能性は大きいと考える。</p>	<p>県産の生鮮農産物は、冬期間の品揃えや輸送、鮮度保持等の課題もあり、アンテナショップの開設については、加工品を中心とした全庁的・総合的な検討が必要であると考えます。</p> <p>なお、大都市圏において量販店での信州フェアなどを開催していますが、今後は定期的な開催とするなどアンテナ売場としての機能を拡充してまいります。</p>
18 かんがい施設更新における県財政と受益農家負担への配慮 (意見)	<p>県では、かんがい設備の老朽化に対応するため施設の状態を調査し、ライフサイクルマネジメントによる修繕計画を策定することとしている。</p> <p>今後必要な投資額の見込みは、機能診断に基づき作成する「施設機能保全計画」の中で具体的な金額が算定される予定だが、限られた予算の中で受益農家の負担にも配慮し、計画的、持続的な事業実施に努める必要がある。</p>	<p>既存水利施設の長寿命化を図るため、機能診断に基づく「施設機能保全計画」の策定を進めているところであり、平成21年度も順調に計画策定を進めています。</p> <p>引き続き既存水利施設の有効活用を図りつつ、更新費用の平準化等による農家負担の軽減に努めてまいります。</p>
19 かんがい施設の再整備規模の適正化 (意見)	<p>県の耕作面積は減少傾向にあり、特に多くの水を必要とする水稲作付は国の減反政策もあり減少している。耕作面積の減少や農作業形態の変化、水田転作の動向等により水需要のあり方が変化している状況では、水の供給能力もこれに対応する必要があるため、更新計画を策定する際には、適正な規模を考慮する必要がある。</p>	<p>地域の営農に必要な農業用水を十分確保したうえで、農業用水利施設の更新にあたっては、適正な施設規模を検討し、事業を実施してまいります。</p>
21 土地の適切な評価方法確立の必要性(長野県農業開発公社) (意見)	<p>公社では、土地の時価評価にあたり農用地の近傍類似の土地の通常取引の最新の価格を市町村や県内の農業者団体から近傍価格として入手し、これを参考に時価評価をしている。しかし、この農用地の時価は、日照条件や進入道路の有無、接道までの距離や土壌により異なるため、近傍価格を基準にこれらの条件を加味して時価評価を行う必要があるが、このような個別条件を反映させるための算定フォーマット等の具体的な評価の基準が定められていない。農用地等について、具体的で客観的な評価基準を検討・確立する必要がある。</p>	<p>客観的な農地の評価方法の確立に向け必要な検討を行います。</p>
22 長期保有地の早期かつ確実な解消の必要性(長野県農業開発公社) (意見)	<p>公社は、平成19年度において、国の農地保有合理化緊急売買促進事業を活用しながら、長期保有地436百万円を265百万円で売却し、57百万円の損失を確定させた。農地価格の下落傾向にある現在、保有期間の長期化により売渡価格が低下し、損失が拡大する可能性がある。更に、用地保有期間の長期化は、農地としての価値を維持するための土地の整備費用や固定資産税、管理のための</p>	<p>平成21年5月に見直しを行い、平成21年5月27日開催の理事会において承認された長期保有解消対策推進方針(ガイドライン)に基づき平成22年度までの解消を目指して取り組みます。</p>

	人件費等の費用を増加させる。このため、早期に長期保有地を売却して損失を確定する必要がある。	
23 公式な財政健全化計画策定の必要性(長野県農業開発公社)(意見)	<p>公社では、平成17年度より正味財産が減少しており、19年度末において313百万円の基本金に対し、59百万円の欠損が生じている。また、公社が県と協議のうえ作成した財政健全化計画(試算)では、平成22年に欠損の額が138百万円に達し、その後、18年間かけて欠損を解消するとしている。以下の観点から実現可能性を検証したうえで、公式な財政健全化計画として策定する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確実に実現できる収益の見積もりの必要性</li> <li>・ 財政健全化計画(試算)に盛り込まれていない借入金に関する返済計画作成の必要性</li> <li>・ 全社的な資金繰りの計画を作成する必要性</li> <li>・ 県からの支援の検討の必要性</li> </ul>	長期保有地解消対策推進方針の見直しを踏まえた新たな財政健全化計画を策定し、平成22年5月開催予定の理事会に提案する予定です。
24 借入金の利息負担の軽減の必要性(長野県農業開発公社)(意見)	<p>公社は、より有利な条件の借入金への借換を行い、金利負担を抑える必要がある。また、各制度により金利が異なる場合はより低金利の事業について借入を行い、利息負担を軽減させ、県の利息助成額の圧縮を図る必要がある。</p> <p>県は利子補助金の圧縮のための指導を行うと同時に公社に対し金利補助額縮減のための経営努力を促す必要がある。</p>	<p>金融機関と継続的に交渉を行うとともに、買入農地の早期売渡しによる借入期間の短縮を図ることにより利子負担の軽減に努めるよう努力します。</p> <p>県においても、公社が買入農地の早期売渡しによる借入期間の短縮が図られるよう必要な指導を行います。</p>
25 土地の買入価格の適切性(長野県農業開発公社)(意見)	公社の長期保有地の中には、過去において農地を買取るにあたっての買入価格が割高であったことから、売渡が困難となり長期保有地となった事例がある。農地の買入価格の決定に当たっては、近隣農地の取引価格を農業者団体等から入手した「直近に近隣で取引された農地の取引価格」のみならず、農地の生産能力や買入予定農地の特有の事情等を考慮した客観的な評価方法を確立する必要がある。	本年度、農地の客観的な評価方向の確立に向け、固定資産税評価倍率価格及び農業会議の調査による市町村田畑価格を参考とした価格の判断基準について試行を始めたところであり、今後、試行結果を踏まえ、より客観的な評価方法について検討を行います。
26 農地の買取意思が不確実な者による土地の買取に対する方策(長野県農業開発公社)(意見)	公社は確実に売り渡しが行われる農地のみを取得しているが、買受予定者の中には、農地を買い取る明確な意思のない者が含まれており、結果として買い取った農地を譲り渡すことができず、長期保有地となった農地が含まれている。農地の買取意思が不確実である等の動機の錯誤による農地取引である可能性が判明した場合は、代金返還を求めため速やかに契約を無効とする又は取り消すための法的措置をとる必要がある。同時に法律の専門家に相談する必要がある。また、動機の錯誤による農地取引の疑義が生じた場合は、直ちに取引を中断するなどの対応をする必要がある。	現在は、買取意思の確実なもののみを取扱としているが、万一疑義が生じた場合、公社顧問弁護士と連携をとりながら迅速かつ適切な対応をまいります。
27 受益者負担の適正化と自主財源の確保(長野県農業開発公社)(意見)	公社の提供するサービスの価値に見合う手数料を設定する必要がある。事業に関わる手数料等の金額・徴収率の見直しを行い、少なくとも事業に直接的に関わる事務経費相当額は手数料や国の補助金等により回収する必要がある。また、自己収入の増加に結びつくサービスについては、積極的に展開することが望まれる。	平成21年5月27日開催の理事会において、公社手数料徴収規定を一部改正し、分割売買に伴う手数料の見直しを行いました。手数料水準の適切な設定について今後も必要に応じ見直してまいります。 公社収入増加についても引き続き検討してまいります。
28 農業改良資金特別会計のスリム化(意見)	農業改良資金特別会計では、利用者のニーズを大きく上回る貸付枠を設定し、多額の繰越金を計上している。限られた予算の有効利用のためには、過去の実績や他の貸付制度の影響、県内農業者等に対するアンケート等から利用者のニーズを分析して貸付枠を設定し、適正資金残高を把握し、これを超える資金は一般会計に戻すことが望まれる。	毎年度一般会計に繰り出し、適正な残高管理に努めており、その結果、既に多額の繰越金は生じていません。
29 貸付金の滞納解消のための実践的な行動指針の必要性	貸付金の回収の延滞解消にあたり、延滞者の経営状況や家庭環境に問題がなく償還意識の欠如による延滞がある場合は、督促を行うのみならず強制履行等のより強い手段で延滞金の回収を行う必要がある。また、経営状況	<p>必要に応じ法的措置を検討します。</p> <p>また、延滞対応マニュアルに沿い、事例に即した対応を今後とも行ってまいります。</p>

(意見)	等に問題がある場合の対応につき延滞金の解消に直接結び付く対策や、離農者に対する延滞解消などの実践的な行動指針を定める必要がある。	
30 貸付金の滞納整理のためのノウハウの蓄積(意見)	貸付金を管理する部署は、税務課等の債権を有している部局と財産調査・保証人の弁済に関するノウハウを共有する必要がある。更に困難事例については、必要に応じて法律の専門家の利用を検討することが望まれる。	税務課、商工労働部等と情報交換を行いながら、活用できるノウハウ等の蓄積に努めています。

監査委員事務局

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により、長野市稲田4丁目9番23号神戸今朝人ほか3,238名及び長野市三輪10丁目14番15号野々村博美ほか205名から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成22年3月4日

長野県監査委員 高見澤 賢 司  
 同 東方 久 男  
 同 柿 沼 美 幸  
 同 村 石 正 郎

21監査第34-8号

長野県平成22年(2010年)2月19日

(請求人代理人) 様

長野県監査委員 高見澤 賢 司  
 同 東方 久 男  
 同 柿 沼 美 幸  
 同 村 石 正 郎

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について  
 (通知)

平成21年12月22日付け及び平成22年1月8日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査したので、別紙のとおり結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

長野市稲田4丁目9番23号 神戸 今朝人  
 ほか3,238名(別記のとおり)  
 長野市三輪10丁目14番15号 野々村 博 美  
 ほか 205名(別記のとおり)

請求人代理人

長野市県町484番地1 弁護士 大門 嗣 二  
 ほか22名(別記のとおり)

本件住民監査請求は、平成21年12月22日付けで3,461人、平成22年1月8日付けで221人から請求がなされた。請求書の記述内容及び請求人代理人が同一のため、2件の住民監査請求を一括して取り扱うこととした。

なお、請求人の要件審査において、住民票で居住が確認でき

ない請求人や重複して請求している者などがあったため、請求人代理人に対して請求人の特定を求めた。そして、監査期間中に監査委員が特定できた請求人は、平成21年12月22日付けが3,239人、平成22年1月8日付けが206人である。

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成21年12月22日及び平成22年1月8日である。

3 請求の内容

(1) 長野県知事に対する長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである(原文のまま)。

監査請求の趣旨

長野県知事が浅川ダムに関連する建設工事・調査等に県の公金を支出しないこと等必要な措置を講ずることを求める。

監査請求の理由

- 1 請求人は長野県内に居住するものである。
- 2 浅川は長野市北部山地を東流した後、北部の住宅地を流下し千曲川に合流する一級河川である。長野県は、浅川の洪水調節を目的として千曲川合流点より上流約14kmの地点に治水専用の浅川ダムを建設しようとしている。しかし、浅川ダム建設は、治水専用ダムといいながら、目的とする洪水調節にほとんど効果がなく、この建設のために公金を支出することは税金のムダづかいであり、違法不当である。
- 3 浅川ダムは、不急不要なダムである。しかもダム建設予定地は、地質条件が脆弱劣悪で、地すべり地が集中しており、貯水による地すべりの発生が予測され、建設しても貯水さえできないおそれが強い。浅川ダムはムダに帰するおそれが強い。
- 4 浅川ダムは千曲川合流点における基本高水流量を450 m<sup>3</sup>/秒と想定して建設計画が策定されているが、この流量見積もりは過大であり、間違った条件の設定に基づく過大な建設計画となっている。
- 5 浅川流域で発生した災害は、千曲川の水位が上昇すると浅川への逆流現象となり、樋門を閉鎖してしまうために発生する水害である。この水害に対して浅川ダム建設による治水効果はほとんどない。浅川ダム建設は災害(水害)発生防止には役立たず、逆に災害発生の原因になることさえ想定されるものである。
- 6 長野県はダムの弊害批判を避けるために、浅川ダムについて「穴あきダム」(流水型ダム)と決定している。しかしながら、穴は高さ1.45m×幅1.30mの大きさ(1

門)に過ぎず、穴がたまって「穴あき」の効果がなくなるおそれがある。

7 以上の次第であり、浅川ダムに関する公金の支出は、地方自治法第2条第14項や地方財政法第3条及び第4条などの規定に違反するものであり、違法・不当な支出である。

なお、本請求は、この関係で既に公金支出がなされている場合には、この支出の違法性・不当性の監査及び必要な措置を求めることを含むものである。

## (2) 請求書添付の事実証明書

### ア 補足説明書

イ 前原誠司国土交通大臣名の「ダム事業に関する都道府県知事の皆様へ」と題する文書(写し)(平成21年12月15日)

## 4 請求の受理

住民監査請求の対象は、地方自治法(昭和22年法律第67号)(以下「法」という。)第242条第1項に定める財務会計上の行為又は怠る事実に限られ、また、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、(中略)、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するもの」(最高裁平成2年6月5日判決、平成元年(行ツ)68号)とされている。

一方、「地方公共団体が特定の事業(計画段階であっても、具体的な計画が企画立案され、一つの特定の事業として準備が進められているものを含む。)を実施する場合に、当該事業の実施が違法又は不当であり、これに関わる経費の支出全体が違法又は不当であるとして住民監査請求をするときは、通常、当該事業を特定することにより、これにかかわる複数の経費の支出を個別に摘示しなくても、対象となる当該行為とそうでない行為との識別は可能であるし、当該事業にかかわる経費の支出がすべて違法又は不当であるという以上、これらを一体として違法性又は不当性を判断することが可能かつ相当ということができる」(最高裁平成18年4月25日判決、平成16年(行ヒ)312号)とされている。

このことから、本件請求は同条の要件を具備しているものと認め、平成21年12月22日及び平成22年1月8日にこれらを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

住民監査請求の対象は、法第242条第1項に定める財務会計上の行為又は怠る事実に限られるが、住民監査請求において、財務会計上の行為の違法性が主張されている限り、その違法理由が財務会計上の行為それ自身が直接法令に違反する場合だけでなく、その原因となる行為が法令に違反し許されない結果、財務会計上の行為が違法になる場合であっても、その監査請求は適法なものとして解されていることから、浅川ダム建設事業及び浅川ダム建設に係る支出を対象とする。

なお、請求人が求める「浅川ダムに関連する」支出範囲の特定にあたって、浅川の河川改修事業とダム建設事業の区分けについて、請求人は請求書及び事実を証する書面では述べておら

ず、陳述において監査委員がその対象の当否を判断すべきと主張した。よって、監査委員は請求人に対し関連事業の一覧表を提示して請求範囲の特定を求めた上で、対象事業を特定した。

また、既に公金支出されたものについては、法第242条第2項の規定により、支出した日から1年を経過したもの、即ち、平成20年12月22日以前に支出済みのものについては監査対象外とした。

## 2 監査対象機関

建設部(河川課、長野建設事務所及び浅川改良事務所)を監査対象機関とした。

## 3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、請求人及び請求人代理人に対して平成22年1月13日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、証拠が追加提出され、15人が陳述を行った。

### (1) 請求人の陳述(概要)

ア 以前は浅川が線路の上を通る天井川で、川底が浅く大雨が降るとあふれそうになり危険であった。しかし、最近の河川改修で天井川が解消したことにより、中流域の水害の危険性がなくなった。中下流域の都市化により一気に水が浅川に流れ込む大量の水にこそ必要な遊水対策を行うべきである。「無駄で危険で一利のない」穴あきダムに公金を支出することは違法で許されない。千曲川対策こそ本格的に進めるべきである。

イ 浅川は流域面積が73k㎡で、千曲川合流点の予想洪水流量が450トンというのは極めて過大で、この過大な基本高水が、浅川ダム計画の誤りの根底にある。浅川には大洪水による氾濫記録がなく、浅川ダムの流域面積は浅川全体の約20%なのに、ここに30%近い水が出るという説明には誤りがある。浅川の治水を考えるにしても、千曲川全体についてバランスが取れた河川整備の一環としてとらえる必要がある。浅川ダム計画を即刻中止し、危機が迫っている千曲川対策、特に堤防決壊が起きないように対策を国に要望すべきである。

ウ 浅川ダム建設予定地は「地すべりの巢」ともいえる地すべり地帯の中心部にあり、地すべり地の存在を完全に無視してダム地点を決定している。

ダム地点は地質条件が脆弱劣悪で、地附山地すべりの崩壊発生日からわずか1.5km北にあり、この地附山と全く類似共通する地質条件である。県の地すべり等技術検討委員会は、地附山地すべりの発生原因となった熱水変質地質スメクタイトについて一度も論議していない。ダム地点を横断する推定断層を指摘する文献があるにもかかわらず見落としている。また、県治水・利水ダム等検討委員会の松島委員が掘削トレンチ調査で第四紀断層のF-V断層を実際に確認して、再調査を必要とする結論を出しているにもかかわらず県は再調査をしていない。

治水専用の穴あきダムの計画は、河床の穴が高さ1.45m、幅1.30mと小さいために土砂や流木で詰まってしまう、災害の規模をより大きくしてしまう危険性を持っている。

エ 平成16年10月の台風23号時において、浅川流域での日雨量124.5ミリが観測されたが、県が設置した富竹観測所での流量は43.8トンしか観測されなかった。県の計画日雨量130ミリに対する同地点の計画流量は260トンであり、約6